

7 南海トラフ地震対策等

保育所・幼稚園等の高台移転への補助について

幼保支援課

目的

南海トラフ地震に伴い発生する津波から、幼い子どもたちを守るために、保育所等においては、耐震化や室内安全の確保、避難訓練の充実等の対策を行っている。また、新想定を発表後、これまでの対策に加え、市町村においては抜本的な津波対策として高台移転の具体的な検討が進められており、県としても高台移転を行う市町村等に対して支援を行い、今後の県の将来を担う子どもたちの安全確保を図る。

現状

【第2弾】南海トラフの巨大地震による震度分布・津波浸水予測」によれば、保育所・幼稚園等の全園305園のうち、100園（R6年度末）が浸水予測区域内に所在している。

課題

- 乳幼児は、自力での避難が困難であり、時間を要する。
- 乳幼児を安全に避難させるには、職員のみでは限界がある。
- 安全な避難場所の確保が難しい場合がある。

高台移転の進捗状況

【R7.2月末現在】

- (1) 移転完了・・・12市町27園→移転後19園
- (2) 移転工事中・準備中・・・3市町5園
- (3) 移転の意向あり・・・3市町5園



高知県職員等ここぞろし特別基金の活用

本県の将来を担う子どもたちの安全・安心を確保する対策を加速するため、職員等の給与特例減額分を原資に、「高知県職員等ここぞろし特別基金」に積み立てて、活用する。（基金設置：H25年度）

抜本的な津波対策

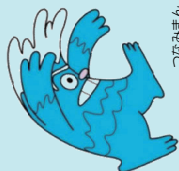
保育所・幼稚園等高台移転検討事業費補助金

保育所・幼稚園等高台移転施設整備事業費補助金・交付金

（高台移転施設整備：R6～8交付決定額（債務負担）68,506千円）

高台移転検討への補助

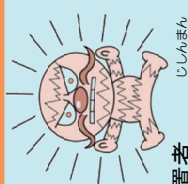
- 1 補助対象施設：保育所・幼稚園・認定こども園・認可外保育施設
- 2 補助先：市町村
- 3 補助対象経費：
 - (1) 移転場所の選定及び高層化に必要な調査・測量等委託費
 - ・候補地調査、用地測量、地質調査等
 - (2) 移転及び高層化に係る計画の作成等委託費
 - ・概略図の作成、全体事業費の概算等
- 4 補助率：1／2以内



つなみまん
高知県防災キャラクター
©やなせたかし

高台移転施設整備への補助

- 1 補助対象施設：保育所・幼稚園・認定こども園
- 2 補助先：市町村（保育所・公立幼稚園・認定こども園については、高知市を除く。）、私立幼稚園設置者、私立認定こども園設置者
- 3 補助要件
 - ・津波浸水予測区域外への移転及び現地での高層化
 - ・市町村が、乳幼児を津波から守るため高台移転が適当と判断したもの
 - ・被災後の地域における継続的な保育の提供の確保(BCP)が必要な場合など、総合的に判断
- 4 補助基準額
 - ・施設の定員規模に応じた補助基準額（本体工事、特殊附属工事、設計料加算）
 - ・BCPへの対応に係る整備費を加算した額
- 5 補助率：3／4以内



じしんまん

※国の補助対象となった事業については、県の補助金額から県の補助対象経費に対応する国からの補助相当額を除いた額を補助する。
※公立施設については、起債対象の市町村負担分の3／4以内を交付する。

保育所・幼稚園等の施設整備にかかる補助金について

公立保育所	平成18年度より一般財源化(税源移譲分交付税措置1/2)
私立保育所	就学前教育・保育施設整備交付金 国 1/2 (保育提供体制の確保のための実施計画採択市町村は 2/3)
公立幼稚園	学校施設環境改善交付金 国 1/3
私立幼稚園	私立学校施設整備費補助金 国 1/3
認定こども園	就学前教育・保育施設整備交付金 国 1/2

就学前教育・保育施設整備交付金

1. 補助対象施設

私立幼保連携型認定こども園、私立保育所、公立及び私立小規模保育事業所、保育所型認定こども園、幼稚園型認定こども園

[新築・大規模修繕・増築・改築・屋外教育環境整備・耐震補強工事 等]

2. 補助率

国 1/2 (市町村 1/4 法人 1/4)

保育提供体制の確保のための実施計画採択市町村: 国 2/3 (市町村 1/12 法人 1/4)

3. 補助対象経費

本体工事費、特殊附帯工事費、解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費 等

4. 交付申請書等提出先

県教委 幼保支援課

学校施設環境改善交付金

1. 補助対象施設

公立幼稚園から移行した幼保連携型認定こども園において幼児教育に必要な幼稚園施設相当部分及び幼稚園

[危険改築・不適格改築・補強工事・大規模改造・屋外教育環境整備・新築・増築 等]

2. 補助率

国 1/3

3. 補助対象経費

本体工事費、特殊附帯工事費、解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費

4. 交付申請書等提出先

県教委 学校安全対策課

私立学校施設整備費補助金

1. 補助対象施設

私立幼稚園(幼稚園型認定こども園除く。)

[新築・増築・屋外教育環境整備・耐震補強工事 等]

2. 補助率

国 1/3

3. 補助対象経費

本体工事費、附帯工事費、実施設計費

4. 交付申請書等提出先

県教委 幼保支援課

保育所等における業務継続計画(BCP)について

令和5年4月1日に施行された省令改正に伴い、児童福祉施設（保育所等）における業務継続計画の策定・見直し等が努力義務となりました。

1. 策定の目的

児童福祉施設等は、子どもの生命及び心身の安全等を支えるために必要不可欠な施設となっており、非常時においても継続的なサービスが求められます。業務が継続できないとなると、子どもの生命・安全が脅かされる可能性があるため、「業務の継続」が非常に重要です。そのために、まずは施設の職員等、利用する子ども、保護者の災害対策や感染症対策に目配りし、職員や保護者とともに子どもの安全を確保し業務を継続する体制を整えることが重要です。

2. 目標

- ① 利用する子どもの安全の確保・保護者の安全の確保
- ② 子どもの保育・養護を実施する職員の安全の確保
- ③ 施設機能の維持
- ④ 早期復旧・再開

3. リスクに応じた基礎知識

（1）感染症

主として、人への健康被害が多く、全世界的に感染症が広がります。国内、地域で感染症が拡大し始めると通常業務に加えて感染症対策の業務が増加します。児童福祉施設等では、感染拡大時においても、利用する子どもや職員の健康、生命を守る機能を維持しつつ事業の継続が求められます。

（2）自然災害（地震）

施設設備等、電気・ガス・水道などのライフラインへの被害が多い傾向があります。ライフラインが復旧するまでは用意した物品等で業務を継続する必要があります。その際、周囲からの協力を得ることも重要です。地震の規模と被害の大きさによって状況は大きく異なるため、施設の立地状況や地震規模を過酷事象で想定し、有効な対策を考える必要があります。

被害のなかった地域からの支援があれば、それによる業務継続も考えられます。発災時には、緊急対応で通常業務は一時的に対応できなくなりますが、優先度の高い業務から回復を図り、子どもの生命・安全を守るための事業の継続が求められます。

（3）自然災害（風水害）

主として、施設設備等への被害が多い傾向にあり、浸水被害などの被害を被った場合は、施設内での業務の継続が困難になることがあります。またライフラインに被害が出た場合は、それが復旧するまでの間は、用意した物品等で業務を継続する必要があります。その際、周囲からの協力を得ることも重要です。施設の立地状況などを踏まえて有効な対策を考える必要があります。

4. 児童福祉施設等全般の役割

地域全体で子どもの健康と安全を守る社会的意義のある公的な施設です。児童福祉を担っていることから容易に業務の休止等を行えない、非常に重要なインフラです。

利用する子どもに乳児・幼児等が含まれており、大人によるケアが不可欠です。

児童福祉施設における業務継続ガイドライン（令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業）より